

区第2428号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 にじます小割式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.28′, 経度141° 28.53′ の点 イ 緯度38° 26.27′, 経度141° 28.65′ の点 ウ 緯度38° 26.22′, 経度141° 28.64′ の点 エ 緯度38° 26.20′, 経度141° 28.64′ の点 オ 緯度38° 26.10′, 経度141° 28.61′ の点 カ 緯度38° 26.12′, 経度141° 28.49′ の点 キ 緯度38° 26.22′, 経度141° 28.53′ の点 ク 緯度38° 26.24′, 経度141° 28.52′ の点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2429号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.18′, 経度141° 28.40′ の点 イ 緯度38° 26.17′, 経度141° 28.47′ の点 ウ 緯度38° 26.13′, 経度141° 28.46′ の点 エ 緯度38° 26.14′, 経度141° 28.41′ の点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2430号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.20′, 経度141° 28.40′ の点 イ 緯度38° 26.24′, 経度141° 28.40′ の点 ウ 緯度38° 26.23′, 経度141° 28.49′ の点 エ 緯度38° 26.19′, 経度141° 28.48′ の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2431号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.39′, 経度141° 28.41′ の点 イ 緯度38° 26.38′, 経度141° 28.44′ の点 ウ 緯度38° 26.33′, 経度141° 28.45′ の点 エ 緯度38° 26.29′, 経度141° 28.49′ の点 オ 緯度38° 26.24′, 経度141° 28.49′ の点 カ 緯度38° 26.26′, 経度141° 28.40′ の点			平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2432号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.17′, 経度141° 28.27′ の点 イ 緯度38° 26.19′, 経度141° 28.18′ の点 ウ 緯度38° 26.32′, 経度141° 28.17′ の点 エ 緯度38° 26.33′, 経度141° 28.27′ の点 オ 緯度38° 26.35′, 経度141° 28.31′ の点 カ 緯度38° 26.39′, 経度141° 28.32′ の点 キ 緯度38° 26.39′, 経度141° 28.37′ の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2433号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 石浜崎山崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.23′, 経度141° 27.96′ の点 イ 緯度38° 26.30′, 経度141° 28.06′ の点 ウ 緯度38° 26.29′, 経度141° 28.13′ の点 エ 緯度38° 26.19′, 経度141° 28.14′ の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町石浜	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2434号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 石浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 26.45' , 経度141° 27.82' の点 イ 緯度38° 26.47' , 経度141° 27.87' の点 ウ 緯度38° 26.34' , 経度141° 27.96' の点 エ 緯度38° 26.30' , 経度141° 27.90' の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2435号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 えさむし垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 小乗浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 緯度38° 26.26' , 経度141° 27.45' の点 イ 緯度38° 26.31' , 経度141° 27.48' の点 ウ 緯度38° 26.18' , 経度141° 27.69' の点 エ 緯度38° 26.11' , 経度141° 27.66' の点 オ 緯度38° 26.09' , 経度141° 27.59' の点 カ 緯度38° 26.15' , 経度141° 27.57' の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。	女川町小乗浜	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2436号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 えさむし垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 小乗浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 26.04' , 経度141° 27.79' の点 イ 緯度38° 26.12' , 経度141° 27.83' の点 ウ 緯度38° 26.11' , 経度141° 27.87' の点 エ 緯度38° 26.02' , 経度141° 27.80' の点			平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2437号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 高白浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 26.01' , 経度141° 27.82' の点 イ 緯度38° 26.09' , 経度141° 27.89' の点 ウ 緯度38° 25.98' , 経度141° 28.12' の点 エ 緯度38° 25.87' , 経度141° 28.02' の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。	女川町高白浜	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2438号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 高白浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲 まれた区域 ア 緯度38° 25.69' , 経度141° 28.16' の点 イ 緯度38° 25.62' , 経度141° 28.26' の点 ウ 緯度38° 25.52' , 経度141° 28.05' の点 エ 緯度38° 25.59' , 経度141° 27.96' の点 オ 緯度38° 25.69' , 経度141° 28.05' の点 カ 緯度38° 25.64' , 経度141° 28.11' の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2439号	第1種区画漁業	ぎんざげ小割式養殖業	1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 高白浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 25.70' , 経度141° 28.14' の点 イ 緯度38° 25.66' , 経度141° 28.11' の点 ウ 緯度38° 25.70' , 経度141° 28.06' の点 エ 緯度38° 25.74' , 経度141° 28.10' の点	漁場の管理と保全に関し遵守 すべき事項を規定した漁場管 理規程を定めなければならな い。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2440号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 高白浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 25.78′, 経度141° 28.14′ の点 イ 緯度38° 25.91′, 経度141° 28.26′ の点 ウ 緯度38° 25.77′, 経度141° 28.53′ の点 エ 緯度38° 25.60′, 経度141° 28.38′ の点	漁場イウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2441号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 横浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 25.55′, 経度141° 28.44′ の点 イ 緯度38° 25.71′, 経度141° 28.56′ の点 ウ 緯度38° 25.19′, 経度141° 28.73′ の点 エ 緯度38° 25.19′, 経度141° 28.58′ の点 オ 緯度38° 25.43′, 経度141° 28.50′ の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町横浦	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2442号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 横浦黒浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 25.11′, 経度141° 28.57′ の点 イ 緯度38° 25.05′, 経度141° 28.77′ の点 ウ 緯度38° 24.76′, 経度141° 28.86′ の点 エ 緯度38° 24.65′, 経度141° 28.69′ の点 オ 緯度38° 24.47′, 経度141° 28.58′ の点 カ 緯度38° 24.44′, 経度141° 28.67′ の点 キ 緯度38° 24.34′, 経度141° 28.61′ の点 ク 緯度38° 24.43′, 経度141° 28.39′ の点 ケ 緯度38° 24.73′, 経度141° 28.56′ の点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2443号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 横浦黒浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 24.49′, 経度141° 28.63′ の点 イ 緯度38° 24.63′, 経度141° 28.72′ の点 ウ 緯度38° 24.60′, 経度141° 28.78′ の点 エ 緯度38° 24.46′, 経度141° 28.68′ の点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2444号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 大石原地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 24.25′, 経度141° 28.44′ の点 イ 緯度38° 24.29′, 経度141° 28.47′ の点 ウ 緯度38° 24.28′, 経度141° 28.57′ の点 エ 緯度38° 24.25′, 経度141° 28.54′ の点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) 漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	女川町大石原	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2445号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 大石原地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.86' , 経度141° 28.19' の点 イ 緯度38° 23.95' , 経度141° 28.07' の点 ウ 緯度38° 23.98' , 経度141° 28.11' の点 エ 緯度38° 24.01' , 経度141° 28.06' の点 オ 緯度38° 24.29' , 経度141° 28.42' の点 カ 緯度38° 24.29' , 経度141° 28.43' の点 キ 緯度38° 24.23' , 経度141° 28.42' の点 ク 緯度38° 24.22' , 経度141° 28.52' の点 ケ 緯度38° 24.15' , 経度141° 28.46' の点 コ 緯度38° 24.14' , 経度141° 28.43' の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2446号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 野々浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 24.05' , 経度141° 28.35' の点 イ 緯度38° 24.01' , 経度141° 28.45' の点 ウ 緯度38° 23.75' , 経度141° 28.25' の点 エ 緯度38° 23.80' , 経度141° 28.14' の点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	女川町野ヶ浜	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2447号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 野々浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.91' , 経度141° 28.40' の点 イ 緯度38° 23.83' , 経度141° 28.46' の点 ウ 緯度38° 23.72' , 経度141° 28.43' の点 エ 緯度38° 23.68' , 経度141° 28.35' の点 オ 緯度38° 23.68' , 経度141° 28.30' の点 カ 緯度38° 23.73' , 経度141° 28.27' の点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2448号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 飯子浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 24.18' , 経度141° 28.64' の点 イ 緯度38° 24.17' , 経度141° 28.71' の点 ウ 緯度38° 24.09' , 経度141° 28.75' の点 エ 緯度38° 24.00' , 経度141° 28.61' の点 オ 緯度38° 23.95' , 経度141° 28.61' の点 カ 緯度38° 23.96' , 経度141° 28.53' の点 キ 緯度38° 23.91' , 経度141° 28.48' の点 ク 緯度38° 23.86' , 経度141° 28.51' の点 ケ 緯度38° 23.85' , 経度141° 28.50' の点 コ 緯度38° 23.93' , 経度141° 28.43' の点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	女川町飯子浜	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2449号	第1種区画漁業	ぎんざげ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 飯子浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 24.41' , 経度141° 28.88' の点 イ 緯度38° 24.36' , 経度141° 28.95' の点 ウ 緯度38° 24.18' , 経度141° 28.79' の点 エ 緯度38° 24.26' , 経度141° 28.75' の点	漁場エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2450号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 飯子浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 24.15' , 経度141° 28.81' の点 イ 緯度38° 24.35' , 経度141° 28.97' の点 ウ 緯度38° 24.29' , 経度141° 29.03' の点 エ 緯度38° 24.18' , 経度141° 28.98' の点 オ 緯度38° 24.20' , 経度141° 28.95' の点 カ 緯度38° 24.12' , 経度141° 28.82' の点	漁場カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2451号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 飯子浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 24.43' , 経度141° 28.92' の点 イ 緯度38° 24.61' , 経度141° 29.07' の点 ウ 緯度38° 24.40' , 経度141° 29.41' の点 エ 緯度38° 24.33' , 経度141° 29.36' の点 オ 緯度38° 24.37' , 経度141° 29.30' の点 カ 緯度38° 24.35' , 経度141° 29.29' の点 キ 緯度38° 24.33' , 経度141° 29.19' の点 ク 緯度38° 24.27' , 経度141° 29.13' の点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2452号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 塚浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 24.83' , 経度141° 29.25' の点 イ 緯度38° 24.69' , 経度141° 29.45' の点 ウ 緯度38° 24.64' , 経度141° 29.40' の点 エ 緯度38° 24.69' , 経度141° 29.32' の点 オ 緯度38° 24.61' , 経度141° 29.24' の点 カ 緯度38° 24.68' , 経度141° 29.13' の点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町塚浜	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2453号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 塚浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 24.66' , 経度141° 29.32' の点 イ 緯度38° 24.62' , 経度141° 29.38' の点 ウ 緯度38° 24.56' , 経度141° 29.32' の点 エ 緯度38° 24.60' , 経度141° 29.27' の点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2454号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 塚浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 24.96' , 経度141° 29.31' の点 イ 緯度38° 25.23' , 経度141° 29.74' の点 ウ 緯度38° 25.16' , 経度141° 29.88' の点 エ 緯度38° 25.00' , 経度141° 29.77' の点 オ 緯度38° 24.95' , 経度141° 29.87' の点 カ 緯度38° 24.76' , 経度141° 29.73' の点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2455号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 小屋取地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 24.38′, 経度141° 30.47′ の点 イ 緯度38° 24.44′, 経度141° 30.54′ の点 ウ 緯度38° 24.66′, 経度141° 30.75′ の点 エ 緯度38° 24.53′, 経度141° 30.96′ の点 オ 緯度38° 24.25′, 経度141° 30.68′ の点	漁場ア、ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(ウのみ光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町 塚浜, 小屋取	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2456号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 浦宿地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.14′, 経度141° 24.01′ の点 イ 緯度38° 26.08′, 経度141° 24.33′ の点 ウ 緯度38° 25.99′, 経度141° 24.31′ の点 エ 緯度38° 26.05′, 経度141° 23.99′ の点		女川町 浦宿, 大沢, 針浜	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2457号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 大沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 25.95′, 経度141° 25.06′ の点 イ 緯度38° 25.81′, 経度141° 25.04′ の点 ウ 緯度38° 25.83′, 経度141° 24.44′ の点 エ 緯度38° 25.72′, 経度141° 23.91′ の点 オ 緯度38° 25.86′, 経度141° 23.95′ の点 カ 緯度38° 25.91′, 経度141° 24.11′ の点 キ 緯度38° 25.95′, 経度141° 24.54′ の点 ク 緯度38° 25.90′, 経度141° 24.93′ の点			平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2458号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 針浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 25.53′, 経度141° 23.87′ の点 イ 緯度38° 25.69′, 経度141° 24.33′ の点 ウ 緯度38° 25.71′, 経度141° 24.62′ の点 エ 緯度38° 25.68′, 経度141° 25.03′ の点 オ 緯度38° 25.54′, 経度141° 25.01′ の点 カ 緯度38° 25.60′, 経度141° 24.65′ の点 キ 緯度38° 25.62′, 経度141° 24.60′ の点 ク 緯度38° 25.59′, 経度141° 24.29′ の点 ケ 緯度38° 25.24′, 経度141° 23.95′ の点 コ 緯度38° 25.28′, 経度141° 23.81′ の点			平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2459号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島小名計礁地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 28.50′, 経度141° 30.84′ の点 イ 緯度38° 28.47′, 経度141° 30.97′ の点 ウ 緯度38° 28.19′, 経度141° 30.88′ の点 エ 緯度38° 27.95′, 経度141° 30.74′ の点 オ 緯度38° 27.98′, 経度141° 30.64′ の点 カ 緯度38° 28.25′, 経度141° 30.69′ の点	漁場ア、カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町出島	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2460号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島字ノ島 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 27.78′, 経度141° 30.66′ の点 イ 緯度38° 27.95′, 経度141° 30.63′ の点 ウ 緯度38° 27.87′, 経度141° 30.89′ の点 エ 緯度38° 27.78′, 経度141° 30.83′ の点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2461号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 27.70′, 経度141° 30.67′ の点 イ 緯度38° 27.72′, 経度141° 30.88′ の点 ウ 緯度38° 27.61′, 経度141° 30.93′ の点 エ 緯度38° 27.56′, 経度141° 30.70′ の点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2462号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島岨ノ島 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 27.32′, 経度141° 30.93′ の点 イ 緯度38° 27.38′, 経度141° 30.76′ の点 ウ 緯度38° 27.47′, 経度141° 30.72′ の点 エ 緯度38° 27.49′, 経度141° 30.95′ の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(ウのみ光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2463号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 27.27′, 経度141° 30.97′ の点 イ 緯度38° 27.35′, 経度141° 31.03′ の点 ウ 緯度38° 27.33′, 経度141° 31.10′ の点 エ 緯度38° 27.23′, 経度141° 31.07′ の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2464号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 にじます小割式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 27.19′, 経度141° 30.92′ の点 イ 緯度38° 27.25′, 経度141° 30.95′ の点 ウ 緯度38° 27.20′, 経度141° 31.08′ の点 エ 緯度38° 27.18′, 経度141° 31.04′ の点 オ 緯度38° 27.15′, 経度141° 31.05′ の点 カ 緯度38° 27.14′, 経度141° 31.05′ の点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2465号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 27.13′, 経度141° 30.88′ の点 イ 緯度38° 27.15′, 経度141° 30.90′ の点 ウ 緯度38° 27.13′, 経度141° 30.96′ の点 エ 緯度38° 27.11′, 経度141° 30.95′ の点 オ 緯度38° 27.08′, 経度141° 31.03′ の点 カ 緯度38° 27.05′, 経度141° 31.02′ の点 キ 緯度38° 27.08′, 経度141° 30.91′ の点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2466号	第1種区画漁業	ぎんざげ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島山下浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.84′, 経度141° 31.04′ の点 イ 緯度38° 26.94′, 経度141° 31.04′ の点 ウ 緯度38° 26.92′, 経度141° 31.09′ の点 エ 緯度38° 26.85′, 経度141° 31.10′ の点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2467号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島山下浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.99′, 経度141° 30.93′ の点 イ 緯度38° 26.95′, 経度141° 31.01′ の点 ウ 緯度38° 26.57′, 経度141° 31.04′ の点 エ 緯度38° 26.57′, 経度141° 30.95′ の点	漁場ア、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2468号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島別当浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.52′, 経度141° 31.05′ の点 イ 緯度38° 26.38′, 経度141° 31.13′ の点 ウ 緯度38° 26.26′, 経度141° 30.99′ の点 エ 緯度38° 26.27′, 経度141° 30.94′ の点 オ 緯度38° 26.52′, 経度141° 30.94′ の点	漁場エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2469号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島四子崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.18′, 経度141° 31.84′ の点 イ 緯度38° 26.09′, 経度141° 31.83′ の点 ウ 緯度38° 26.07′, 経度141° 31.44′ の点 エ 緯度38° 26.24′, 経度141° 31.49′ の点 オ 緯度38° 26.24′, 経度141° 31.54′ の点 カ 緯度38° 26.19′, 経度141° 31.53′ の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2470号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 出島沖合見 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 26.28′ , 経度141° 31.95′ の点 イ 緯度38° 26.50′ , 経度141° 32.22′ の点 ウ 緯度38° 26.32′ , 経度141° 32.47′ の点 エ 緯度38° 26.10′ , 経度141° 32.19′ の点	漁場ウ、エの位置に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。(光達距離3キロ メートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2471号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	牡鹿郡女川町 出島寺間崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 26.61′ , 経度141° 32.25′ の点 イ 緯度38° 26.48′ , 経度141° 32.43′ の点 ウ 緯度38° 26.45′ , 経度141° 32.38′ の点 エ 緯度38° 26.57′ , 経度141° 32.20′ の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2472号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 出島寺間崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 27.09′ , 経度141° 32.25′ の点 イ 緯度38° 27.15′ , 経度141° 32.43′ の点 ウ 緯度38° 26.81′ , 経度141° 32.62′ の点 エ 緯度38° 26.75′ , 経度141° 32.44′ の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。(光達距離3キロ メートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しな ければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2473号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 鞍掛島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 緯度38° 28.35′ , 経度141° 31.59′ の点 イ 緯度38° 28.29′ , 経度141° 31.90′ の点 ウ 緯度38° 27.42′ , 経度141° 32.28′ の点 エ 緯度38° 27.30′ , 経度141° 31.86′ の点 オ 緯度38° 27.80′ , 経度141° 31.67′ の点 カ 緯度38° 27.92′ , 経度141° 31.79′ の点 キ 緯度38° 27.98′ , 経度141° 31.46′ の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2474号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	牡鹿郡女川町 毘沙門島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 28.37′ , 経度141° 31.04′ の点 イ 緯度38° 28.44′ , 経度141° 31.06′ の点 ウ 緯度38° 28.40′ , 経度141° 31.26′ の点 エ 緯度38° 28.32′ , 経度141° 31.23′ の点	漁場イの位置に夜間識別可能 な標識を設置しなければなら ない。(光達距離3キ ロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2475号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	牡鹿郡女川町 江島水ノ平 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.90' , 経度141° 35.16' の点 イ 緯度38° 23.89' , 経度141° 35.20' の点 ウ 緯度38° 23.85' , 経度141° 35.18' の点 エ 緯度38° 23.81' , 経度141° 35.27' の点 オ 緯度38° 23.83' , 経度141° 35.28' の点 カ 緯度38° 23.82' , 経度141° 35.38' の点 キ 緯度38° 23.72' , 経度141° 35.48' の点 ク 緯度38° 23.67' , 経度141° 35.33' の点 ケ 緯度38° 23.44' , 経度141° 35.14' の点 コ 緯度38° 23.57' , 経度141° 34.89' の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町江島	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2476号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	牡鹿郡女川町 江島水ノ平 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.59' , 経度141° 35.58' の点 イ 緯度38° 23.49' , 経度141° 35.68' の点 ウ 緯度38° 23.37' , 経度141° 35.49' の点 エ 緯度38° 23.41' , 経度141° 35.46' の点 オ 緯度38° 23.53' , 経度141° 35.46' の点			平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2501号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市寄磯浜 内立地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 24.28' , 経度141° 31.58' の点 イ 緯度38° 24.00' , 経度141° 31.59' の点 ウ 緯度38° 23.87' , 経度141° 31.21' の点 エ 緯度38° 24.28' , 経度141° 31.20' の点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市寄磯浜	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2502号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市寄磯浜 寺ノ下地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.15' , 経度141° 31.26' の点 イ 緯度38° 23.11' , 経度141° 31.41' の点 ウ 緯度38° 22.82' , 経度141° 31.55' の点 エ 緯度38° 22.79' , 経度141° 31.96' の点 オ 緯度38° 23.10' , 経度141° 32.39' の点 カ 緯度38° 23.04' , 経度141° 32.45' の点 キ 緯度38° 22.55' , 経度141° 31.75' の点 ク 緯度38° 22.71' , 経度141° 31.13' の点	漁場カ、キ、クの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2503号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市前網浜 田島浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 24.16' , 経度141° 30.76' の点 イ 緯度38° 24.32' , 経度141° 30.98' の点 ウ 緯度38° 24.30' , 経度141° 31.05' の点 エ 緯度38° 23.84' , 経度141° 31.07' の点 オ 緯度38° 23.80' , 経度141° 30.95' の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市前網浜	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2504号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市前網浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.13′, 経度141° 31.22′ の点 イ 緯度38° 22.71′, 経度141° 31.09′ の点 ウ 緯度38° 22.73′, 経度141° 30.67′ の点 エ 緯度38° 23.07′, 経度141° 30.81′ の点 オ 緯度38° 23.06′, 経度141° 30.95′ の点 カ 緯度38° 23.15′, 経度141° 31.05′ の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2505号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市前網浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.30′, 経度141° 30.86′ の点 イ 緯度38° 23.28′, 経度141° 30.93′ の点 ウ 緯度38° 23.21′, 経度141° 30.90′ の点 エ 緯度38° 23.23′, 経度141° 30.83′ の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2506号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市前網浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.32′, 経度141° 30.56′ の点 イ 緯度38° 23.25′, 経度141° 30.76′ の点 ウ 緯度38° 22.72′, 経度141° 30.56′ の点 エ 緯度38° 22.73′, 経度141° 30.48′ の点 オ 緯度38° 22.90′, 経度141° 30.34′ の点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2507号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市鮫浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.83′, 経度141° 29.62′ の点 イ 緯度38° 22.85′, 経度141° 29.84′ の点 ウ 緯度38° 22.89′, 経度141° 29.84′ の点 エ 緯度38° 22.91′, 経度141° 30.11′ の点 オ 緯度38° 22.87′, 経度141° 30.12′ の点 カ 緯度38° 22.89′, 経度141° 30.31′ の点 キ 緯度38° 22.73′, 経度141° 30.45′ の点 ク 緯度38° 22.71′, 経度141° 30.08′ の点 ケ 緯度38° 22.69′, 経度141° 29.64′ の点	漁場ウ、エ、オの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市鮫浦 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2508号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市鮫浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.65′, 経度141° 29.11′ の点 イ 緯度38° 22.75′, 経度141° 29.12′ の点 ウ 緯度38° 22.72′, 経度141° 29.51′ の点 エ 緯度38° 22.62′, 経度141° 29.50′ の点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

区第2509号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市谷川浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.51′ , 経度141° 29.18′ の点 イ 緯度38° 22.61′ , 経度141° 29.20′ の点 ウ 緯度38° 22.58′ , 経度141° 29.67′ の点 エ 緯度38° 22.47′ , 経度141° 29.65′ の点	漁場エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市谷川浜、大谷川浜	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2510号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市谷川浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.29′ , 経度141° 29.29′ の点 イ 緯度38° 22.45′ , 経度141° 29.31′ の点 ウ 緯度38° 22.44′ , 経度141° 29.44′ の点 エ 緯度38° 22.28′ , 経度141° 29.42′ の点	漁場ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2511号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市谷川浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.23′ , 経度141° 29.53′ の点 イ 緯度38° 22.27′ , 経度141° 29.57′ の点 ウ 緯度38° 22.24′ , 経度141° 29.60′ の点 エ 緯度38° 22.21′ , 経度141° 29.56′ の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2512号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市谷川浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.27′ , 経度141° 29.70′ の点 イ 緯度38° 22.30′ , 経度141° 29.74′ の点 ウ 緯度38° 22.28′ , 経度141° 29.76′ の点 エ 緯度38° 22.25′ , 経度141° 29.72′ の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2513号	第1種区画漁業	はたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市谷川浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.32′ , 経度141° 29.78′ の点 イ 緯度38° 22.47′ , 経度141° 29.80′ の点 ウ 緯度38° 22.46′ , 経度141° 29.92′ の点 エ 緯度38° 22.31′ , 経度141° 29.92′ の点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

区第2514号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市谷川浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.36′, 経度141° 30.12′ の点 イ 緯度38° 22.16′, 経度141° 30.06′ の点 ウ 緯度38° 22.19′, 経度141° 29.87′ の点 エ 緯度38° 22.23′, 経度141° 29.89′ の点 オ 緯度38° 22.24′, 経度141° 30.04′ の点 カ 緯度38° 22.37′, 経度141° 30.07′ の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2515号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市谷川浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.41′, 経度141° 29.98′ の点 イ 緯度38° 22.54′, 経度141° 29.99′ の点 ウ 緯度38° 22.57′, 経度141° 31.16′ の点 エ 緯度38° 22.37′, 経度141° 30.99′ の点 オ 緯度38° 22.43′, 経度141° 30.06′ の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(ウのみ光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2516号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市崎釜崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.84′, 経度141° 32.21′ の点 イ 緯度38° 21.59′, 経度141° 31.54′ の点 ウ 緯度38° 22.17′, 経度141° 31.25′ の点 エ 緯度38° 22.30′, 経度141° 31.04′ の点 オ 緯度38° 22.49′, 経度141° 31.34′ の点 カ 緯度38° 22.34′, 経度141° 31.73′ の点 キ 緯度38° 22.09′, 経度141° 31.97′ の点	漁場ア、カ、キの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(カのみ光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市泊浜	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2517号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市泊浜山王島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.37′, 経度141° 31.95′ の点 イ 緯度38° 21.43′, 経度141° 32.15′ の点 ウ 緯度38° 21.11′, 経度141° 32.29′ の点 エ 緯度38° 20.75′, 経度141° 32.30′ の点 オ 緯度38° 20.74′, 経度141° 32.07′ の点	漁場イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(ウのみ光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2518号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで	石巻市新山浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.10′, 経度141° 32.22′ の点 イ 緯度38° 20.11′, 経度141° 32.32′ の点 ウ 緯度38° 19.74′, 経度141° 32.32′ の点 エ 緯度38° 19.74′, 経度141° 32.22′ の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市新山浜	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

区第2519号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 わかめ養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで	石巻市鮎川浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 17.54' , 経度141° 30.40' の点 イ 緯度38° 17.55' , 経度141° 30.48' の点 ウ 緯度38° 16.90' , 経度141° 30.48' の点 エ 緯度38° 16.90' , 経度141° 30.39' の点	漁場エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市鮎川浜	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2520号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 さくらます小割式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市鮎川浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 17.54' , 経度141° 30.31' の点 イ 緯度38° 17.55' , 経度141° 30.37' の点 ウ 緯度38° 17.21' , 経度141° 30.37' の点 エ 緯度38° 17.21' , 経度141° 30.34' の点	漁場エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) 漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2521号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	石巻市鮎川浜地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 17.47' , 経度141° 29.87' の点 イ 緯度38° 17.67' , 経度141° 30.10' の点 ウ 緯度38° 17.62' , 経度141° 30.13' の点			平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2522号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 さくらます小割式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市鮎川浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 17.61' , 経度141° 30.14' の点 イ 緯度38° 17.58' , 経度141° 30.16' の点 ウ 緯度38° 17.48' , 経度141° 30.00' の点 エ 緯度38° 17.51' , 経度141° 29.98' の点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2523号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市鮎川浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 17.49' , 経度141° 29.95' の点 イ 緯度38° 17.47' , 経度141° 29.97' の点 ウ 緯度38° 17.39' , 経度141° 29.84' の点 エ 緯度38° 17.42' , 経度141° 29.82' の点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2524号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで	石巻市十八成浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 17.52' , 経度141° 29.39' の点 イ 緯度38° 17.58' , 経度141° 29.26' の点 ウ 緯度38° 18.28' , 経度141° 29.44' の点 エ 緯度38° 18.20' , 経度141° 29.64' の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市十八成浜	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

区第2525号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市十八成 浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 17.81′ , 経度141° 29.18′ の点 イ 緯度38° 18.21′ , 経度141° 28.65′ の点 ウ 緯度38° 18.35′ , 経度141° 28.97′ の点 エ 緯度38° 18.26′ , 経度141° 29.29′ の点	漁場ア、イ、エの位置に夜間 識別可能な標識を設置しなけ ればならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2526号	第1種区画漁業	のり養殖業 ほや垂下式養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市十八成 浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲 まれた区域 ア 緯度38° 18.02′ , 経度141° 28.23′ の点 イ 緯度38° 18.08′ , 経度141° 28.39′ の点 ウ 緯度38° 18.00′ , 経度141° 28.52′ の点 エ 緯度38° 18.08′ , 経度141° 28.69′ の点 オ 緯度38° 17.73′ , 経度141° 29.17′ の点 カ 緯度38° 17.63′ , 経度141° 29.14′ の点	漁場アの位置に夜間識別可能 な標識を設置しなければなら ない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2527号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市十八成 浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 緯度38° 17.74′ , 経度141° 28.07′ の点 イ 緯度38° 18.02′ , 経度141° 28.23′ の点 ウ 緯度38° 17.63′ , 経度141° 29.14′ の点 エ 緯度38° 17.31′ , 経度141° 28.93′ の点 オ 緯度38° 17.42′ , 経度141° 28.71′ の点 カ 緯度38° 17.54′ , 経度141° 28.49′ の点 キ 緯度38° 17.63′ , 経度141° 28.29′ の点	漁場ア、エ、オ、カ、キの位置に 夜間識別可能な標識を設置し なければならぬ。(ア、エ、 カのみ光達距離3キロメート ル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2528号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市小浜浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 ア 緯度38° 18.39′ , 経度141° 28.46′ の点 イ 緯度38° 18.43′ , 経度141° 28.54′ の点 ウ 緯度38° 18.31′ , 経度141° 28.69′ の点 エ 緯度38° 18.35′ , 経度141° 28.79′ の点 オ 緯度38° 18.39′ , 経度141° 28.79′ の点 カ 緯度38° 18.40′ , 経度141° 28.82′ の点 キ 緯度38° 18.33′ , 経度141° 28.83′ の点 ク 緯度38° 18.25′ , 経度141° 28.63′ の点	漁場ア、クの位置に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。	石巻市小浜浜	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2529号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市小浜浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 緯度38° 18.10′ , 経度141° 28.27′ の点 イ 緯度38° 18.20′ , 経度141° 28.33′ の点 ウ 緯度38° 18.24′ , 経度141° 28.41′ の点 エ 緯度38° 18.24′ , 経度141° 28.53′ の点 オ 緯度38° 18.21′ , 経度141° 28.55′ の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2530号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市小浜浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 緯度38° 18.81′ , 経度141° 28.25′ の点 イ 緯度38° 18.81′ , 経度141° 28.27′ の点 ウ 緯度38° 18.67′ , 経度141° 28.41′ の点 エ 緯度38° 18.43′ , 経度141° 28.48′ の点 オ 緯度38° 18.42′ , 経度141° 28.45′ の点	漁場アの位置に夜間識別可能 な標識を設置しなければなら ない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2531号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市小湊浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 18.78' , 経度141° 28.17' の点 イ 緯度38° 18.79' , 経度141° 28.22' の点 ウ 緯度38° 18.35' , 経度141° 28.36' の点 エ 緯度38° 18.32' , 経度141° 28.31' の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2532号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市小湊浜 牧ノ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 18.27' , 経度141° 27.95' の点 イ 緯度38° 18.40' , 経度141° 28.20' の点 ウ 緯度38° 18.32' , 経度141° 28.31' の点 エ 緯度38° 18.15' , 経度141° 28.20' の点	漁場エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市小湊浜, 給分浜, 大原浜	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2533号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市小湊浜 牧ノ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.15' , 経度141° 26.20' の点 イ 緯度38° 18.78' , 経度141° 26.94' の点 ウ 緯度38° 18.87' , 経度141° 26.99' の点 エ 緯度38° 18.76' , 経度141° 27.52' の点 オ 緯度38° 18.49' , 経度141° 27.43' の点 カ 緯度38° 18.12' , 経度141° 28.18' の点 キ 緯度38° 17.80' , 経度141° 27.96' の点 ク 緯度38° 18.84' , 経度141° 25.92' の点	漁場ア、キ、タの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2534号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市小湊浜 牧ノ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.32' , 経度141° 26.62' の点 イ 緯度38° 19.56' , 経度141° 27.27' の点 ウ 緯度38° 19.64' , 経度141° 27.63' の点 エ 緯度38° 19.63' , 経度141° 27.72' の点 オ 緯度38° 19.51' , 経度141° 27.87' の点 カ 緯度38° 19.45' , 経度141° 27.84' の点 キ 緯度38° 19.39' , 経度141° 27.49' の点 ク 緯度38° 19.08' , 経度141° 27.00' の点 ケ 緯度38° 19.26' , 経度141° 27.13' の点 コ 緯度38° 19.37' , 経度141° 27.04' の点 サ 緯度38° 19.30' , 経度141° 26.65' の点	漁場ア、ウ、キの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2535号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市給分浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.86′, 経度141° 28.16′ の点 イ 緯度38° 19.75′, 経度141° 28.25′ の点 ウ 緯度38° 19.71′, 経度141° 28.24′ の点 エ 緯度38° 19.66′, 経度141° 28.16′ の点 オ 緯度38° 19.72′, 経度141° 27.99′ の点 カ 緯度38° 19.55′, 経度141° 27.89′ の点 キ 緯度38° 19.65′, 経度141° 27.77′ の点 ク 緯度38° 19.71′, 経度141° 27.80′ の点	漁場ア、カ、クの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2536号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市給分浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.94′, 経度141° 28.33′ の点 イ 緯度38° 19.95′, 経度141° 28.37′ の点 ウ 緯度38° 19.76′, 経度141° 28.39′ の点 エ 緯度38° 19.77′, 経度141° 28.34′ の点		石巻市給分浜、大原浜	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2537号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市給分浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.02′, 経度141° 28.10′ の点 イ 緯度38° 20.04′, 経度141° 28.09′ の点 ウ 緯度38° 20.05′, 経度141° 28.15′ の点 エ 緯度38° 20.06′, 経度141° 28.23′ の点 オ 緯度38° 20.02′, 経度141° 28.23′ の点			平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2538号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市大原浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.72′, 経度141° 27.11′ の点 イ 緯度38° 20.08′, 経度141° 27.88′ の点 ウ 緯度38° 19.94′, 経度141° 28.07′ の点 エ 緯度38° 19.60′, 経度141° 27.18′ の点	漁場ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2539号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市小網倉浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.93′, 経度141° 27.65′ の点 イ 緯度38° 20.92′, 経度141° 27.71′ の点 ウ 緯度38° 20.56′, 経度141° 27.70′ の点 エ 緯度38° 20.45′, 経度141° 27.83′ の点 オ 緯度38° 20.02′, 経度141° 27.60′ の点 カ 緯度38° 19.84′, 経度141° 27.21′ の点	漁場ア、カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市小網倉浜	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

区第2540号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市小網倉浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.25′, 経度141° 26.99′ の点 イ 緯度38° 20.37′, 経度141° 27.05′ の点 ウ 緯度38° 20.39′, 経度141° 27.12′ の点 エ 緯度38° 20.46′, 経度141° 27.19′ の点 オ 緯度38° 20.49′, 経度141° 27.16′ の点 カ 緯度38° 20.61′, 経度141° 27.30′ の点 キ 緯度38° 20.68′, 経度141° 27.33′ の点 ク 緯度38° 20.71′, 経度141° 27.28′ の点 ケ 緯度38° 20.83′, 経度141° 27.27′ の点 コ 緯度38° 20.80′, 経度141° 27.40′ の点 サ 緯度38° 20.91′, 経度141° 27.45′ の点 シ 緯度38° 20.90′, 経度141° 27.49′ の点 ス 緯度38° 20.39′, 経度141° 27.27′ の点 セ 緯度38° 20.14′, 経度141° 27.17′ の点	漁場エ、オの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2541号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市小網倉浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.16′, 経度141° 26.90′ の点 イ 緯度38° 20.04′, 経度141° 27.08′ の点 ウ 緯度38° 19.80′, 経度141° 26.97′ の点 エ 緯度38° 19.59′, 経度141° 27.12′ の点 オ 緯度38° 19.37′, 経度141° 26.53′ の点 カ 緯度38° 19.48′, 経度141° 26.34′ の点 キ 緯度38° 19.92′, 経度141° 26.77′ の点	漁場ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(カのみ光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2542号	第1種区画漁業	種がき垂下式養殖業	7月1日から9月30日まで	石巻市小網倉浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.48′, 経度141° 26.34′ の点 イ 緯度38° 19.37′, 経度141° 26.53′ の点 ウ 緯度38° 19.34′, 経度141° 26.46′ の点 エ 緯度38° 19.44′, 経度141° 26.30′ の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2543号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市長渡浜日蔭浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 16.53′, 経度141° 29.11′ の点 イ 緯度38° 16.58′, 経度141° 29.23′ の点 ウ 緯度38° 16.39′, 経度141° 29.36′ の点 エ 緯度38° 16.34′, 経度141° 29.24′ の点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	石巻市長渡浜 平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2544号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市網地浜ゆなぎ浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 17.07′, 経度141° 28.33′ の点 イ 緯度38° 17.00′, 経度141° 28.54′ の点 ウ 緯度38° 16.87′, 経度141° 28.82′ の点 エ 緯度38° 16.80′, 経度141° 28.75′ の点 オ 緯度38° 16.91′, 経度141° 28.55′ の点 カ 緯度38° 16.95′, 経度141° 28.52′ の点 キ 緯度38° 16.94′, 経度141° 28.43′ の点 ク 緯度38° 16.97′, 経度141° 28.34′ の点 ケ 緯度38° 17.02′, 経度141° 28.30′ の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市網地浜 平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2545号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市網地浜 釜ノ間地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 17.20′ , 経度141° 27.83′ の点 イ 緯度38° 17.23′ , 経度141° 28.08′ の点 ウ 緯度38° 17.04′ , 経度141° 28.10′ の点 エ 緯度38° 17.03′ , 経度141° 27.84′ の点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2546号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	石巻市長渡浜 牛浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 16.20′ , 経度141° 29.33′ の点 イ 緯度38° 16.24′ , 経度141° 29.45′ の点 ウ 緯度38° 15.81′ , 経度141° 29.74′ の点 エ 緯度38° 15.78′ , 経度141° 29.61′ の点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市長渡浜	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2601号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市福貴浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.18′ , 経度141° 26.83′ の点 イ 緯度38° 19.96′ , 経度141° 26.71′ の点 ウ 緯度38° 19.52′ , 経度141° 26.29′ の点 エ 緯度38° 19.63′ , 経度141° 26.09′ の点 オ 緯度38° 20.24′ , 経度141° 26.54′ の点	漁場ア、イ、ウ、エ、オの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (エのみ光達距離3キロメートル以上)	石巻市福貴浦	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2602号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市福貴浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.98′ , 経度141° 26.82′ の点 イ 緯度38° 20.96′ , 経度141° 26.91′ の点 ウ 緯度38° 20.40′ , 経度141° 26.88′ の点 エ 緯度38° 20.39′ , 経度141° 26.94′ の点 オ 緯度38° 20.28′ , 経度141° 26.88′ の点 カ 緯度38° 20.32′ , 経度141° 26.59′ の点 キ 緯度38° 20.86′ , 経度141° 26.72′ の点	漁場カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2603号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市福貴浦 地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.00′ , 経度141° 26.63′ の点 イ 緯度38° 21.06′ , 経度141° 26.72′ の点 ウ 緯度38° 20.95′ , 経度141° 26.71′ の点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2604号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市福貴浦 鹿立地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.90′ , 経度141° 26.60′ の点 イ 緯度38° 20.87′ , 経度141° 26.66′ の点 ウ 緯度38° 20.33′ , 経度141° 26.53′ の点 エ 緯度38° 20.39′ , 経度141° 26.14′ の点 オ 緯度38° 20.60′ , 経度141° 26.36′ の点 カ 緯度38° 20.58′ , 経度141° 26.40′ の点 キ 緯度38° 20.68′ , 経度141° 26.51′ の点 ク 緯度38° 20.77′ , 経度141° 26.41′ の点 ケ 緯度38° 20.85′ , 経度141° 26.50′ の点 コ 緯度38° 20.83′ , 経度141° 26.53′ の点		石巻市鹿立	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2605号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市福貴浦 鹿立地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.26' , 経度141° 26.46' の点 イ 緯度38° 19.66' , 経度141° 26.03' の点 ウ 緯度38° 19.80' , 経度141° 25.79' の点 エ 緯度38° 19.94' , 経度141° 25.55' の点 オ 緯度38° 20.39' , 経度141° 25.78' の点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(エのみ光達距離3キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2606号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市福貴浦 胴上浜地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.50' , 経度141° 25.98' の点 イ 緯度38° 20.42' , 経度141° 25.98' の点 ウ 緯度38° 20.44' , 経度141° 25.87' の点		石巻市福貴浦	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2607号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市狐崎浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.41' , 経度141° 25.71' の点 イ 緯度38° 19.98' , 経度141° 25.49' の点 ウ 緯度38° 20.18' , 経度141° 25.14' の点 エ 緯度38° 20.38' , 経度141° 24.79' の点 オ 緯度38° 20.67' , 経度141° 24.95' の点	漁場イ、ウ、エ、オの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(エ、オのみ光達距離3キロメートル以上)	石巻市 狐崎浜, 鹿立	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2608号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市狐崎浜 赤ダ浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.47' , 経度141° 25.80' の点 イ 緯度38° 20.61' , 経度141° 25.36' の点 ウ 緯度38° 20.72' , 経度141° 25.46' の点 エ 緯度38° 20.67' , 経度141° 25.56' の点 オ 緯度38° 20.83' , 経度141° 25.85' の点 カ 緯度38° 20.61' , 経度141° 25.94' の点		石巻市福貴浦, 狐崎浜, 鹿立	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2609号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市狐崎浜 金台浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.84' , 経度141° 25.20' の点 イ 緯度38° 20.80' , 経度141° 25.24' の点 ウ 緯度38° 20.65' , 経度141° 25.24' の点 エ 緯度38° 20.75' , 経度141° 24.99' の点		石巻市狐崎浜	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2610号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市狐崎浜 金台浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.23' , 経度141° 24.91' の点 イ 緯度38° 21.04' , 経度141° 25.07' の点 ウ 緯度38° 20.93' , 経度141° 24.99' の点 エ 緯度38° 21.17' , 経度141° 24.79' の点			平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2611号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市狐崎浜 金台浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.92' , 経度141° 24.07' の点 イ 緯度38° 21.22' , 経度141° 24.71' の点 ウ 緯度38° 20.89' , 経度141° 24.99' の点 エ 緯度38° 20.55' , 経度141° 24.28' の点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(ア、ウ、エのみ光達距離3キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2612号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市狐崎浜 金台浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.57′, 経度141° 25.30′ の点 イ 緯度38° 21.47′, 経度141° 25.42′ の点 ウ 緯度38° 21.37′, 経度141° 25.34′ の点 エ 緯度38° 21.33′, 経度141° 25.25′ の点 オ 緯度38° 21.38′, 経度141° 25.20′ の点 カ 緯度38° 21.36′, 経度141° 25.13′ の点 キ 緯度38° 21.42′, 経度141° 25.07′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2613号	第1種区画漁業	くろそい小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市狐崎浜 金台浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.34′, 経度141° 25.16′ の点 イ 緯度38° 21.35′, 経度141° 25.19′ の点 ウ 緯度38° 21.32′, 経度141° 25.22′ の点 エ 緯度38° 21.31′, 経度141° 25.19′ の点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2614号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市狐崎浜 金台浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.79′, 経度141° 24.75′ の点 イ 緯度38° 21.85′, 経度141° 25.01′ の点 ウ 緯度38° 21.62′, 経度141° 25.25′ の点 エ 緯度38° 21.40′, 経度141° 24.93′ の点 オ 緯度38° 21.62′, 経度141° 24.69′ の点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2615号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市竹浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 但し、次の点カ、キ、ク、ケ、カの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く ア 緯度38° 21.86′, 経度141° 25.08′ の点 イ 緯度38° 22.01′, 経度141° 25.67′ の点 ウ 緯度38° 21.95′, 経度141° 25.75′ の点 エ 緯度38° 21.88′, 経度141° 25.75′ の点 オ 緯度38° 21.52′, 経度141° 25.46′ の点 カ 緯度38° 21.88′, 経度141° 25.26′ の点 キ 緯度38° 21.96′, 経度141° 25.59′ の点 ク 緯度38° 21.91′, 経度141° 25.65′ の点 ケ 緯度38° 21.78′, 経度141° 25.38′ の点		石巻市竹浜 平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2616号	第1種区画漁業	くろそい小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市竹浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.92′, 経度141° 25.93′ の点 イ 緯度38° 21.96′, 経度141° 25.96′ の点 ウ 緯度38° 21.93′, 経度141° 26.00′ の点 エ 緯度38° 21.89′, 経度141° 25.97′ の点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2617号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市牧浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.15′, 経度141° 26.26′ の点 イ 緯度38° 22.07′, 経度141° 26.28′ の点 ウ 緯度38° 21.98′, 経度141° 26.19′ の点 エ 緯度38° 21.99′, 経度141° 26.07′ の点 オ 緯度38° 21.95′, 経度141° 26.02′ の点 カ 緯度38° 22.00′, 経度141° 25.96′ の点 キ 緯度38° 21.94′, 経度141° 25.90′ の点 ク 緯度38° 22.04′, 経度141° 25.78′ の点	漁場ア、クの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市牧浜	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2618号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市牧浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.22′, 経度141° 26.54′ の点 イ 緯度38° 21.97′, 経度141° 26.43′ の点 ウ 緯度38° 21.97′, 経度141° 26.37′ の点 エ 緯度38° 22.17′, 経度141° 26.34′ の点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2619号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市狐崎浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.78′, 経度141° 24.70′ の点 イ 緯度38° 21.60′, 経度141° 24.65′ の点 ウ 緯度38° 21.38′, 経度141° 24.90′ の点 エ 緯度38° 21.36′, 経度141° 24.87′ の点 オ 緯度38° 20.96′, 経度141° 24.04′ の点 カ 緯度38° 21.54′, 経度141° 23.72′ の点	漁場エ、オ、カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	石巻市狐崎浜, 竹浜, 牧浜	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2620号	第1種区画漁業	種がき垂下式養殖業 わかめ養殖業	7月1日から9月30日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市狐崎浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.38′, 経度141° 24.79′ の点 イ 緯度38° 20.18′, 経度141° 25.14′ の点 ウ 緯度38° 19.97′, 経度141° 25.49′ の点 エ 緯度38° 19.91′, 経度141° 25.46′ の点 オ 緯度38° 20.11′, 経度141° 25.11′ の点 カ 緯度38° 20.31′, 経度141° 24.74′ の点	漁場ア、イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市福貴浦, 鹿立	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2621号	第1種区画漁業	種がき垂下式養殖業 わかめ養殖業	7月1日から9月30日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市福貴浦鹿立地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.93′, 経度141° 25.55′ の点 イ 緯度38° 19.80′, 経度141° 25.79′ の点 ウ 緯度38° 19.66′, 経度141° 26.04′ の点 エ 緯度38° 19.60′, 経度141° 26.00′ の点 オ 緯度38° 19.75′, 経度141° 25.75′ の点 カ 緯度38° 19.88′, 経度141° 25.52′ の点	漁場イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2622号	第1種区画漁業	種がき垂下式養殖業 わかめ養殖業	7月1日から9月30日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市福貴浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.62′, 経度141° 26.09′ の点 イ 緯度38° 19.51′, 経度141° 26.29′ の点 ウ 緯度38° 19.47′, 経度141° 26.24′ の点 エ 緯度38° 19.57′, 経度141° 26.06′ の点	漁場エ、オ、カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(オのみ光達距離3キロメートル以上)		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

区第2623号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	石巻市狐崎浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.54′, 経度141° 23.72′ の点 イ 緯度38° 20.96′, 経度141° 24.04′ の点 ウ 緯度38° 20.88′, 経度141° 23.87′ の点 エ 緯度38° 21.36′, 経度141° 23.60′ の点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(ア、ウ、エのみ光達距離3キロメートル以上)	石巻市鹿立、福貴浦、狐崎浜、竹浜、牧浜	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2624号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	石巻市狐崎浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.92′, 経度141° 24.07′ の点 イ 緯度38° 20.55′, 経度141° 24.28′ の点 ウ 緯度38° 20.47′, 経度141° 24.10′ の点 エ 緯度38° 20.84′, 経度141° 23.89′ の点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(イ、ウ、エのみ光達距離3キロメートル以上)		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2625号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市荻浜、侍浜、月浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.72′, 経度141° 24.75′ の点 イ 緯度38° 22.08′, 経度141° 25.58′ の点 ウ 緯度38° 21.88′, 経度141° 24.80′ の点 エ 緯度38° 22.16′, 経度141° 24.89′ の点 オ 緯度38° 22.22′, 経度141° 24.89′ の点 カ 緯度38° 22.56′, 経度141° 24.46′ の点	漁場ア、イ、ウ、エ、オ、カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(イのみ光達距離3キロメートル以上)	石巻市荻浜、侍浜、月浦	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2626号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市荻浜、侍浜、月浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.85′, 経度141° 26.00′ の点 イ 緯度38° 22.79′, 経度141° 26.10′ の点 ウ 緯度38° 22.47′, 経度141° 25.83′ の点 エ 緯度38° 22.41′, 経度141° 25.75′ の点 オ 緯度38° 22.23′, 経度141° 26.23′ の点 カ 緯度38° 22.10′, 経度141° 25.70′ の点 キ 緯度38° 22.51′, 経度141° 25.15′ の点 ク 緯度38° 22.55′, 経度141° 25.45′ の点 ケ 緯度38° 22.76′, 経度141° 25.62′ の点 コ 緯度38° 22.65′, 経度141° 25.67′ の点	漁場オ、カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2627号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市荻浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.53′, 経度141° 26.93′ の点 イ 緯度38° 22.45′, 経度141° 27.13′ の点 ウ 緯度38° 22.25′, 経度141° 26.33′ の点 エ 緯度38° 22.28′, 経度141° 26.26′ の点 オ 緯度38° 22.44′, 経度141° 26.36′ の点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	石巻市荻浜	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2628号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市侍浜、月浦、荻浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.51′, 経度141° 24.37′ の点 イ 緯度38° 22.19′, 経度141° 24.77′ の点 ウ 緯度38° 21.87′, 経度141° 24.72′ の点 エ 緯度38° 21.60′, 経度141° 23.65′ の点 オ 緯度38° 21.98′, 経度141° 23.45′ の点	漁場ア、ウ、エ、オの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(エ、オのみ光達距離3キロメートル以上)	石巻市侍浜、月浦、荻浜	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

区第2629号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市月浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.41′, 経度141° 25.59′ の点 イ 緯度38° 23.30′, 経度141° 25.46′ の点 ウ 緯度38° 23.07′, 経度141° 25.33′ の点 エ 緯度38° 23.01′, 経度141° 25.40′ の点 オ 緯度38° 22.82′, 経度141° 25.57′ の点 カ 緯度38° 22.79′, 経度141° 25.49′ の点 キ 緯度38° 22.89′, 経度141° 25.20′ の点 ク 緯度38° 22.64′, 経度141° 25.00′ の点 ケ 緯度38° 22.78′, 経度141° 24.82′ の点 コ 緯度38° 23.31′, 経度141° 25.42′ の点	石巻市月浦	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2630号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市桃浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.69′, 経度141° 25.74′ の点 イ 緯度38° 23.61′, 経度141° 25.85′ の点 ウ 緯度38° 23.41′, 経度141° 25.60′ の点 エ 緯度38° 23.31′, 経度141° 25.42′ の点 オ 緯度38° 23.15′, 経度141° 25.25′ の点 カ 緯度38° 22.80′, 経度141° 24.79′ の点 キ 緯度38° 22.90′, 緯度141° 24.67′ の点	石巻市桃浦	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2631号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市桃浦地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.84′, 経度141° 24.60′ の点 イ 緯度38° 22.74′, 経度141° 24.72′ の点 ウ 緯度38° 22.59′, 経度141° 24.46′ の点		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2632号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市桃浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.66′, 経度141° 23.94′ の点 イ 緯度38° 22.57′, 経度141° 24.29′ の点 ウ 緯度38° 22.06′, 経度141° 23.40′ の点 エ 緯度38° 22.32′, 経度141° 23.26′ の点 オ 緯度38° 22.46′, 経度141° 23.63′ の点 カ 緯度38° 22.53′, 経度141° 23.59′ の点		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2633号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市桃浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.64′, 経度141° 25.33′ の点 イ 緯度38° 23.56′, 経度141° 25.42′ の点 ウ 緯度38° 22.89′, 経度141° 24.51′ の点 エ 緯度38° 22.63′, 経度141° 24.37′ の点 オ 緯度38° 22.77′, 経度141° 23.86′ の点 カ 緯度38° 23.16′, 経度141° 24.51′ の点 キ 緯度38° 23.25′, 経度141° 24.53′ の点 ク 緯度38° 23.14′, 経度141° 24.66′ の点		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2634号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市桃浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.79′, 経度141° 25.64′ の点 イ 緯度38° 23.76′, 経度141° 25.68′ の点 ウ 緯度38° 23.56′, 経度141° 25.42′ の点 エ 緯度38° 23.62′, 経度141° 25.35′ の点		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで